

会議録

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 会議の名称 | 令和3年度熊取町青少年問題協議会 |
| 2 | 開催日時 | 令和4年2月10日（木） |
| 3 | 開催場所 | 書面開催 |
| 4 | 議題 | 案件1．青少年の現状について
案件2．子どもを守る取組みについて
案件3．各委員の活動内容の報告及び情報交換
案件4．その他 |
| 5 | 公開・非公開の別 | 全部公開（書面開催） |
| 6 | 傍聴者数 | 書面開催につきなし |
| 7 | 審議等の概要 | |

案件1．青少年の現状について

- ・泉佐野警察署生活安全課より、青少年をめぐる犯罪等の現状について資料による書面報告
⇒ 泉佐野警察署管内の少年非行の特徴

- ① 前年と比較し、刑法犯少年の検挙補導人員が減少した。
- ② 不良行為少年は増加した。
- ③ 不良行為にあっては、深夜徘徊の増加、それに呼応するように深夜帯の騒音、タバコの吸い殻やゴミの不法投棄による苦情も増加している。

⇒ 警察の対応

- ① 深夜帯のパトカー（赤色灯点灯）による警戒の強化。
- ② い集現場を巡回し、い集させないよう現場管理者へ協力依頼。

- ・事務局（学校教育課）より、児童生徒の現状と課題について資料による書面報告

⇒ ①不登校の現状と課題

小学校における不登校児童数は千人率で見ても国・府ともに増加傾向であるが、熊取町は横ばいである。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策による休校のため授業日数が減少していることもあり、現状値としてはやや減少しているが、コロナ禍におけるこれまでになかったストレス等に対して、今後の状況を把握し、丁寧な心のケアに努めていきたい。

不登校の理由や背景は複雑多様化しており、近年、体調不良をきっかけに不登校の状態になるケースや家庭における課題が児童生徒の学校生活に影響を及ぼしているケースが目立っている。担任を中心とした教育相談や家庭訪問、校内適応指導教室の活用、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーといった専門的な視点からの見立て等により、改善に向かうケースも多く見られるが、根本的な解決には、家庭や保護者へのアプローチ等が必要不可欠で、学校のみでは対応が困難なケースが増えている。

⇒ ②問題行動等の現状と課題

令和2年度の特徴として、中学校で深夜徘徊や家出が増加していることがあげられる。

また喫煙については減少傾向にあるが、下校時や放課後の発生であり、校外での問題行動が増加している。小学校では金銭によるトラブル、小中学校ともに人間関係やSNSに関連したトラブルも発生している。

平成30年度に大幅に増加していた小学校での暴力行為発生件数は前年度に引き続き減少している。中学校では令和元年度に増加していた生徒間暴力、対教師暴力の発生件数はやや

減少している。しかしながら、同一の児童生徒による暴力行為が繰り返し発生しており、コミュニケーション能力、自己を表現する力を育成する必要があると考える。

また、平成 27 年 5 月 1 日より施行された熊取町教育委員会と大阪府警察本部との「児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度」により、一層学校と警察との連携を強化し、互いに情報共有しながら児童生徒の健全育成に向け学校での指導を進めていく。

⇒ ③いじめ問題への対応について

いじめの認知については、被害児童生徒の側に立ち「いじめの芽」や「いじめの兆候」も含め、積極的認知とその解消率のアップに努めることが肝要。日頃から教育相談や様子観察を行うなどきめ細やかな対応を行い、全教職員が「いじめは絶対に許さない」という姿勢で取り組んでいきたい。

平成 30 年 2 月に策定された「熊取町いじめ防止基本方針」の趣旨に則り、取組みを推進するとともに、各校で作成している「学校いじめ防止基本方針」を毎年見直し、各校のいじめ対策委員会を中核として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家や外部人材等を活用した取組みを推進していくことが重要である。

小中学校においては、定期的なアンケート調査による児童生徒の実態把握と、状況に応じた指導を行うなど、児童生徒の人権感覚を磨き、倫理観や他者への思いやりを身につける取組みを継続して実施している。

案件 2. 子どもを守る取組みについて

・熊取安全パトロール隊より、活動を資料による書面報告

⇒ 地域住民が求める「安全・安心なまちづくり」を基本理念として、パトロールや登下校時の見守りを実施し、不審者や不審車両の発見に努め、児童の安全確保を最優先している。

⇒ 青少年の健全育成に向けて、集団で喫煙する等の問題行動にも対応するべく、巡回指導を行っている。

○ボランティアの方も含め 8 名の隊員により、車両 2 台に分乗し、5 パターンの勤務時間体制で、管内を北部・南部の 2 コースに分け、さらにそれぞれのコースを前半と後半に細分化し、縦横にパトロールを行っている。

2 台合わせて 1 日約 100 km 近くを走行し、町内全域を警戒している。

・事務局（生涯学習推進課）より、子どもを守る取組みについて資料による書面報告

⇒ 子どもたちの登下校等の安全を見守るボランティア活動「子ども見まもり隊」においては 2 月末現在、226 名の方にご登録いただき、日常生活の様々な活動を登下校時に合わせていただく「ながら見守り」活動や通学時の注意箇所を記載した「安全マップ」の作成等にご協力いただいている。

⇒ 子どもの安全・安心な居場所づくりを目的とした「くまとり元気広場」（令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、中止した月もあり。）子どもたちの安全を見守る毎月 8 日の「子ども安全デー」や子ども達がトラブルに巻き込まれそうになったときに助けを求めて駆け込むことができる「こども 110 番の家」等、さまざまな取組みを実施している。

案件 3. 各委員の活動内容報告及び情報提供

・熊取町青少年指導員連絡協議会より、青指協だより「きぼう」の提供

・泉佐野地区保護司会より、「保護司会だより」の提供

・熊取町民生委員児童委員協議会より、①～③の提供

①「民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について」

②「こんにちは 民生委員・児童委員です」

③「くまとり民児協だより」

8 会議の情報

根拠法令等

地方青少年問題協議会法

設置期間

昭和 49 年 6 月 21 日～

所轄事項 青少年の指導、育成、保護及び矯正に携わる機関及び団体等の有機的統一を図り、連携してこれらが総合的対策を樹立するとともに、青少年の健全育成を図る。

委員数 19人

9 担当課

生涯学習推進課